## みんなの協働事業提案制度実施要綱の改正について

本要綱は、平成27年4月に施行され、その後、改正を重ね現在まで延べ23事業が実施されました。令和4年度提案(5年度実施)事業も1事業が提案・採択されておりますが、これまでに協働事業選考委員会や事業実施団体、監査等から様々なご意見やお問い合わせがあり、令和5年度提案(6年度実施)事業を募集する前に、その課題や問題点を解決するために、要綱の改正を検討しております。令和5年度実施事業までを現行の要綱で実施し、令和5年度当初に要綱を改正し、令和6年度実施事業から、改正後の要綱に基づき、協働事業を募集する予定です。

要綱の改正については、ご意見をいただいた問題点を中心に、見直しをしております。主な改正点は、次のとおりです。

	課題・ご意見	改正案
1	提案団体の構成員に定めがない。	町の自治基本条例に基づき、協働を進めるための制度であるため、提案団体要件について、次の2点を追加する。〇5人以上の団体で、構成員の2分の1以上が町内に在住、在勤又は在学していること。〇活動拠点が町内にあること。
2	提案団体の構成員に定めがないため、 既に実施した団体から独立した数名で 新たな団体を立ち上げれば、再度提案 が可能。	新たな団体の発掘を支援するための制度 であるため、提案団体の構成員について 一人も、重複を認めない。
3	継続して2年間事業提案ができると定められているが、現行の要綱では読み取り方により、「スタート支援→ステップアップ支援」「ステップアップ支援」のどちらの2年間も実施できる。本来の継続の2年間は「スタート支援→ステップアップ支援」だけではないか。	新たな提案団体が取り組みやすいようスタート支援を設定しており、ステップアップ支援はその後の自立をめざしているため、2年間の継続提案は、「スタート支援→ステップアップ支援」のみと明記する。
4	継続提案について、2年間連続でなく ても、提案ができるのか不明瞭。	スタート支援の実施後、ステップアップ 支援の実施は、連続した2年間に限定する旨を明記する。
5	実績報告書を見ても、実際の活動日数 が分からない。	様式に「協働事業活動記録表」を追加する。
6	提案できる事業数の上限が定められて いないため、同時にいくつも事業提案 できる。	新たな団体の発掘を目的としているため、1団体1事業の提案を明記する。
7	補助金上限額について、1事業あたり の上限額が定められているが、継続事 業にも適用されるのか、不明瞭。	実施年度ごとに交付できることを明記する。